

神栖市ふれあいセンター湯楽々 ネーミングライツパートナー募集要領

1 趣旨

この要領は、本市が選定した施設におけるネーミングライツパートナーの募集を行うにあたり、神栖市ネーミングライツ事業実施要項（以下「要項」という。）第9条の規定に基づき、必要な事項を定めるものです。

2 対象施設（詳細については、別表1参照）

名 称	神栖市ふれあいセンター湯楽々
所 在 地	神栖市奥野谷6283番地2
設 備 等	浴室（大浴場、泡風呂、半身浴槽、サウナ、水風呂、露天風呂）、 ラウンジ、大広間、リラックスルーム、キッズルーム、会議室、和室、 レンタルスペース、コテージ
指定管理者	浜野産業株式会社
指定管理期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

3 権利の内容

- （1）対象施設の名称に愛称を付与し、施設の名称として使用します。市民に親しまれ、かつ施設のイメージアップに繋がる名称（愛称）を付与するため、命名権料等を含め、神栖市ネーミングライツ事業優先候補者選定審査会において審査を行います。
- （2）募集する名称は、施設の愛称であることから、条例で定める施設の名称の改正を行いません。
- （3）利用者の混乱を避けるため、契約期間内の名称の変更はできません。また、必要に応じて愛称と条例上の名称の併記や、条例上の名称を単独で使用する等の対応をすることがあります。

4 希望契約期間

原則3年以上。ただし、令和12年3月31日を満了日とします。

5 命名権料

（1）最低希望価格

500,000円（税抜き／年額）

最低希望価格を参考として提案してください。なお、最低希望価格を下回る提案であっても、応募を妨げるものではありません。

（2）命名権料の支払い

決定した命名権料は、市が発行する納入通知書により原則として年度ごとに一括で

お支払いいただきます。なお、契約期間が年度の途中からとなる場合は、月割により按分計算した金額をお支払いいただきます。

6 募集方法

(1) 応募資格

法人又は法人以外の団体とし、要項第4条の規定に該当する場合は応募できません。

また、現在の指定管理者が行う当該施設の管理運営業務や事業目的と競合し、施設の適切な運営、利用者の利便性の確保、又は指定管理業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると市が認める法人等（現在の指定管理者及びその関連企業を除く。）は対象外とします。

(2) 応募方法

次の応募先まで必要書類を郵送（書留郵便等、配送状況の追跡が出来る方法により、募集期間最終日の午後5時必着）又は持参により申込みください。

〈応募先〉

〒314-0192 神栖市溝口4991番地5

神栖市役所 産業経済部 観光振興課（分庁舎 1階）

〈必要書類〉正副各1部

- ① 神栖市ネーミングライツ事業応募申請書（様式第1号）
- ② 神栖市ネーミングライツ提案資格に関する誓約書（様式第2号）
- ③ 事業者の概要を記載した書類（会社案内・パンフレット等）
- ④ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- ⑤ 事業者の登記事項証明書（発行3か月以内のもの）
- ⑥ 最新の事業計画書等
（記載内容例）事業に関する概要・実績・収支状況・計画等
- ⑦ 直近1事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書
- ⑧ 納税義務のある国、県、市税について未納がないことの証明書（最新1年分）

(3) 留意事項

- ① 応募に係る必要な経費は、全額応募者の負担とします。
- ② 必要に応じ、追加資料の提出が必要な場合があります。
- ③ 提出書類等は返却いたしません。
- ④ 提出書類等は、関係機関に意見を聞く目的で使用することがあります。

7 募集期間

令和8年10月1日（木）から令和8年11月30日（月）まで

ただし、持参の場合は、神栖市の休日を定める条例（平成元年条例第30号）第1条第1項に規定する市の休日を除く日の午前8時30分から午後5時までを受付時間としま

す。

8 質疑について

質問受付期間 令和8年10月1日（木）から令和8年10月15日（木）まで

回答 令和8年10月22日（木）

本募集要領に関する質問は所定の様式により、電子メールにて受け付けるものとし、電話または口頭による質問は受け付けません。なお、回答は市ホームページにて掲載します。

<質問受付アドレス kanko@city.kamisu.ibaraki.jp>

9 選定の方法（契約までの流れ）

締切後、神栖市ネーミングライツ事業優先候補者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査会において、応募企業等から提案された名称、契約金額、契約期間のほか、施設の魅力向上や地域活性化に関する提案等の付帯提案を総合的に判断し、優先候補者を選定します。

応募者が1者のみの場合も、審査会においてパートナーとして相応しいかどうか審査します。ただし、審査の結果、応募資格を満たさない等の理由で、優先候補者を選定しない場合があります。

優先候補者決定後、協議を行い、令和9年1月中旬頃からの契約開始を予定しています。

※ 優先候補者…審査会において、パートナーとして適格かつ、他の応募者より市にとって有益な契約条件を提案したとして選定された者。

10 名称変更に伴う費用の負担

（1）ネーミングライツパートナーの費用負担

名称変更に伴う敷地内外の看板表示の新設や変更・維持管理費用、契約期間終了後の原状回復費用はネーミングライツパートナーの費用負担（命名権料とは別途負担）となります。また、施工については、施設所管課や関係部署との協議となります。

（2）市の費用負担

原則として、市が新たに発行する広報やパンフレット、市が管理するホームページ等の名称変更費用は市の費用負担となります。

なお、パンフレット等の発行時期等により、直ちにすべての媒体に反映できない場合があります。

11 指定管理者との調整等

（1）ネーミングライツパートナーは、愛称の表示、看板等の設置、広報、付帯提案その他

施設運営に係る事項について、市及び指定管理者と協議及び調整を行うものとします。

- (2) ネーミングライツ事業の実施にあたり、指定管理業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合又は施設運営上適当でないと認められる場合は、市は内容の変更又は中止を求めることがあります。
- (3) 施設の維持管理、運営方法、自主事業、その他指定管理業務に関する権限は、ネーミングライツパートナーに付与されるものではありません。
- (4) 指定管理者が独自に作成又は管理する掲示物、印刷物等に係る費用負担については、市、指定管理者及びネーミングライツパートナーとの協議により決定するものとします。
- (5) 付帯提案の実施に必要な費用は、原則としてネーミングライツパートナーの負担とします。

1 2 失格事項

提出書類に虚偽の記載があった場合や応募に際して不正行為があった場合は、選定の対象から除外又は失格するものとします。

別表 1

施設名	神栖市ふれあいセンター湯楽々
所在地	神栖市奥野谷 6 2 8 3 番地 2
施設概要	温浴施設 開設 平成 1 0 年 5 月 敷地面積 1 1, 2 2 9. 2 7 m² 延べ床面積 2, 0 8 9. 5 0 m² 施設内容 ・浴室（大浴場、泡風呂、半身浴槽、サウナ、水風呂、露天風呂） ・ラウンジ ・大広間 ・リラックスルーム ・キッズルーム ・会議室 ・和室 ・レンタルスペース ・コテージ 2 棟 休館日 ・毎月第 3 月曜日（祝日の場合は、第 2 月曜日） ・年末年始（1 2 月 2 9 日～1 月 3 日）
利用者数	令和 7 年度 1 1 1, 2 5 5 人 令和 6 年度 1 1 2, 9 0 3 人 令和 5 年度 1 0 7, 2 3 0 人
周辺施設	【海浜運動公園】 温水プール、野球場、庭球場、サッカー場、ソフトボール場などの運動施設が集積した公園です。 <令和 7 年度 有料施設利用者数> 1 0 0, 1 4 9 人

	【神栖総合公園】 有料の人工芝サッカー場、フットサル場のほか、無料で利用できるランニングコース、バスケットコート、スケートパークがあります。 ＜令和 7 年度 有料施設利用者数＞ 4 2, 6 7 1 人
愛称の掲示場所	・施設内の既設看板。 ・既設の道路案内標識。 ※表示変更に係る費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします。 ※ネーミングライツパートナーにより看板等の新設を希望する場合は、別途協議となります。
命名の条件	・付与名称は、漢字、ひらがな、カタカナ等を問わない。ただし、必ず「湯楽々」又は「ゆらら」の表記を入れること。
付帯提案	・施設の魅力向上や地域活性化に関する提案等の付帯提案について、受け付けます。 ※付帯提案の実施にあたっては、市及び指定管理者との協議が必要となります。 ※指定管理者の自主事業と競合する提案または指定管理業務に支障を及ぼす提案については、実施できない場合があります。

【施設外観】



【施設内観】

